

京都市教育委員会教育長訓令甲第10号

事 務 局

学 校

京都市立高等学校及び養護学校の主任等の設置に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

題名を次のように改める。

京都市立高等学校及び総合支援学校の主任等の設置に関する取扱規程

第1条中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第3条を削る。

第2条各号列記以外の部分中「養護学校」を「総合支援学校」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「養護学校」を「総合支援学校」に、「同和主任」を「人権教育主任」に改め、同条第3号を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この訓令において「総合支援学校」とは、京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。

第4条第3項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)